

第十五條 幹部教養ハ警務幹部ニ必要ナル徳操ヲ學ビ學術ヲ修得セシメ以テ部下ヲ指導監督スルニ足ル人格識見ヲ練成スルモノトス

第十七條 幹部教養ハ警務部・警部補・巡查部長及將來幹部タルべき者ニ對シテ之ヲ行フベシ其ノ方法、教科目、期間其ノ他ハ之ノ存廢長官之ヲ定ム

附 則

本規程ハ昭和十四年五月一日ヨリ之ヲ施行ス


普通科教養ハ昭和十二年十二月三十一日以前ニ採用ノ巡查ニ就テハ之ヲ行ハザルコトヲ得

支那事変ニ際シ陸海軍ニ召集セラレタル者ノ補充其ノ他ノ為行フ巡查ノ教養ニ関シ必要ナルトキハ當方ノ内初任教養ノ期間ハ二月迄短縮スルコトヲ得

丙

施行 八月十六日

案 起 昭和十八年八月十四日

主任 

警務局長 警務課長

警務課長

南官 官

山本 長

三

合 議 局 號 及 受 付 日								主 管 局 號 及 受 付 日							
第 一 號	第 二 號	第 三 號	第 四 號	第 五 號	第 六 號	第 七 號	第 八 號	第 一 號	第 二 號	第 三 號	第 四 號	第 五 號	第 六 號	第 七 號	第 八 號
送受	送受	送受	送受	送受	送受	送受	送受	送受	送受	送受	送受	送受	送受	送受	送受
月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日

警務局長 山本 長
 警務課長 南官
 特別行爲規程 特別行爲通報
 昭和十八年八月十四日

日
第 第
號 號
送 送
月 月
月 月
日 日

内務省

當局編算事終案教科書ニ對スル特別
 行爲税ノ免除ニ關シテハ豫テ大花省ト
 折衝中ノ處今般別找財務局長宛
 同省主税局長通牒ノ趣旨ニ依リ取扱
 ハルルコトト相成候ニ付テハ若シ本教科
 書以外巡査教養等ニ關シ貴廳ニ於テ
 編算事ノ出版業者等ヲシテ刊行セシメ
 ンレ居ルモノ有之候ハバ之ニ關スル持
 別行爲税ニ付テモ同様取扱ヲ受ケラル
 ルコトト被存候條爲念申進候也

大藏省主税局長通牒 (昭和十八年八月)
 五〇日財務局長宛

大日本帝國政府

法令ニ基キ設置セラレタル中等學校以下ノ職業教育機關(養成所其
 ノ他)ニ於テ專ラ教科書トシテ使用セシムル爲官廳ニ於テ編纂シタ
 ル教科用圖書ニツキ爲ス法第一條第六號ニ據ゾル行爲ニ就イテハ施
 行規則第七條第一號ニ準ジ取扱フベシトス

三九

合議局及受付日							
第	第	第	第	第	第	第	第
號	號	號	號	號	號	號	號
送	送	送	送	送	送	送	送
月	月	月	月	月	月	月	月
日	日	日	日	日	日	日	日

警保局長
警務課長

案起 昭和十八年六月二十二日

主任

案

年月日 警保局長

内務大臣官房人事課長宛

消階要負交代ニ関スル件

丙

昭和十八年六月拾貳日

特別行為税法

- 第一条 左に掲げる行為は本法に依り特別行為税を課す
- 一 写真、撮影、現像、焼付及び複写
 - 二 調製及び整定
 - 三 織物及び被服類、染色（描繪を含む）及び刺繍
 - 四 被服類其他命令で定めたるもの仕立（編上を含む）
 - 五 書畫、表装
- 六 印刷及製本
- 特別行為税法施行規則
- 第二条 特別行為税法第五条第四號の規定に依り特別行為税を課せらるる行為は左ノ如シ
- 一 教科用圖書を以て文部省に於て著作権を有し又、檢定を爲し又之に付爲す特別行為税法第一條第五號に掲ぐる行為

二 略